

福祉用具の消毒工程管理認定制度 申請から認定までの流れ

1

申請準備

※「福祉用具の消毒工程管理認定の手引き」をダウンロードして福祉用具の消毒工程管理認定制度実施要綱、認定基準を確認いただき、ご準備をお願いいたします。

福祉用具の消毒工程管理認定制度の申請には、当会要綱等に基づきマニュアルの作成、人員体制、サービス体制の整備を行ったうえで、それに基づいた1か月以上の消毒サービスの実績を有していることが必要になります。

○マニュアルの作成

・福祉用具の消毒工程管理認定制度実施要綱等に基づき、消毒業務の標準作業マニュアル(見取図含む)を作成いただき、その作業内容を記録する保管等管理記録、消毒業務作業日誌、改善記録、消毒設備・装置点検作業記録等を整備いただく必要があります。

○人員体制

・事業所毎に消毒工程全般について、総合的な指揮・監督を行う福祉用具消毒業務管理責任者を、1名配置することになっています。

・消毒業務従事者については、福祉用具消毒業務管理責任者含む採用時に消毒業務に関する十分な知識を得るための研修を行う(シルバーサービス振興会が定めるカリキュラムに沿った研修)が行われ、その研修記録が適切に保管されていることが必要です。

○サービス体制の整備

〈消毒事業所の構造・装置等〉

・消毒事業所の構造については、消毒作業、保管場所等の各作業区域が、原則ハードな隔壁で区分されており、作業動線において消毒済みと未消毒の福祉用具が輻輳、交錯しないようになっていて、消毒済みの福祉用具等が汚染されないような安全面、衛生面が適切に配慮された施設の構造になっていることが必要です。

・消毒設備・装置等について、取り扱う福祉用具に十分な消毒効果が得られるよう適切に配慮されていることが必要です。

・洗浄・消毒については、消毒方法を選定するには、消毒の確実性はもとより、材質への安全性も考慮して、最も適した方法を選ぶことが大切です。

詳細はこちら

http://www.espa.or.jp/publication/jigyousha_001.html

2

申請

申請書類一式をシルバーサービス振興会へ送付(※申請締切は認定月の4か月前の15日)

※各種申請の手続きの様式は「各種資料ダウンロード」よりダウンロードできます。

3

書面調査

送付された申請書類一式の記載内容について確認

4

実地調査

事業所を訪問し、(1)現場調査、(2)ヒアリング調査、(3)消毒結果の確認

5

審査

書面調査、実地調査等の結果をもとに「福祉用具の消毒工程管理認定制度 基準認定委員会」で認定の可否を審査

6

認定・認定証の交付

認定を受けた事業所(者)に対し、認定証を交付します(※認定は6,10,2月の3回を予定)

7

認定シールの貼付

8

更新

2年ごとに更新

・有効期間満了の4か月前頃に振興会より更新のご案内を送付いたします。